

## 3

## 人間の安全保障基金



## 1| 設立の経緯

1998年12月、小淵総理（当時）はハノイにおける政策演説の中で、国連に「人間の安全保障基金」を設立することを発表した。これを受け、1999年3月に日本政府は約5億円を拠出し、国連に「人間の安全保障基金」を設置

した。その後日本は同基金に対し、2002年度までに累計約229億円を拠出してきており、国連に設置された信託基金の中で最大のものとなっている。

2002年度までの拠出実績は次のとおり。

## ●拠出実績（累計約229億円：約2.03億ドル）

1999年	基金設置、約5億円（約463万ドル）を拠出。 コソボ復興難民帰還および東ティモール復興支援のため約66億円（約5,505万ドル）を拠出。
2000年	25億円（約2,381万ドル）を追加拠出。 約15億円（約1,448万ドル）を追加拠出。
2001年	約77億円（約7,216万ドル）を追加拠出。
2002年	約40億円（約3,279万ドル）を追加拠出。

## 2| 目的

本基金の目的は、現在の国際社会が直面する貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・HIV/AIDSを含む感染症など、多様な脅威に取り組む国連関係国際機関の活動の中に入間の安全保障の考え方を反映させ、実際に人間の生存・生活・尊厳を確保していくことである。本基金に対し支援要請ができるのは、国連システム内の機関である。

## 3| ガイドラインについて

## (1) ガイドラインの目的

人間の安全保障基金ガイドラインとは日本政府と国連事務局との間で合意された文書であり、人間の安全保障の考え方方がより効果的に事業に反映されるよう、優先的に支援する分野や事業の形態について指針を与えるものである。また、事業の申請手続きについても規定されている。これまでガイドラインはその役割を果たしてきたが、人間の安全保障委員会が2003年5月に最終報告書を国連事務総長に提出したことによって、同報告書の内

容をより効果的に基金の事業によって実現するためにガイドラインの改定を行なうこととなった。

同報告書「安全保障の今日的課題」は、人間の安全保障を「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義し、この実現のため数々の具体的な分野や手法を提言している。これを受け、2003年9月、同委員会の提言に基づき設立された「人間の安全保障諮問委員会」において、上記報告書の提言を本基金の拠出基準に反映させるためにこれまでのガイドラインをいかに改定すべきかが議論された結果、下記ガイドラインがまとめた。なお、諮問委員会は、必要と認めれば、本ガイドラインのさらなる調整や修正を日本政府と国連事務局に対して提案することができる。

## (2) 基金によって支援される活動

## (イ) 事業への拠出基準

本基金は、人間の安全保障の概念が現実に与える効果を高めるため、国連システム内の機関が実施する事業、あるいは適切と判断される場合には国連システム内の機関が非国連機関との協力関係に基づき実施する事業に対して資金を拠出する。事業は以下の要素を満たしているかどうかを勘案しつつ、選定される。

- (a) 生存・生活および尊厳が脅かされている人々や地域  
社会に対して具体的かつ持続性のある利益をもたらすこと。
- (b) トップダウンの保護手段とボトムアップの能力強化  
手段の両者を包括的に含む「保護と能力強化」の枠組みを実践するものであること。
- (c) 市民社会組織、NGOおよびその他の地域団体・組織等との連携を推進し、こうした活動主体による事業の実施を奨励していること。
- (d) 事業の立案および実施に際し複数の国際機関が参画することが望ましく、これにより各機関の取り組みの統合が推進されること。
- (e) 複数の分野にまたがる人間の安全保障の要請を視野に入れ、相互関連性のある課題に幅広く取り組むものであること。紛争と貧困、非自発的移動と保健衛生、教育と紛争予防の相互の関係を考慮することがその例である。
- (f) 人間の安全保障に関する問題の中で、現在取り組みが十分といえない分野に焦点を当て、既存のプログラムや活動との重複を避けるものであること。

## (ロ) 対象となる人々および状況

下記は指標であってすべての場合を網羅しているわけ

ではない。本基金は下記の状況のうち複数を対象とする事業を優先的に支援すべきであり、申請する国際機関の比較優位に基づいた連携を通じ、複数の分野や機関における取り組みの統合を推進すべきである。また、各事業は女性と児童の特別な要請や脆弱性にとくに配慮すべきである。

- (a) 紛争下において、身体的暴力、差別および不平等な扱いに起因する貧困にさらされている人々を保護すること。
- (b) 難民・国内避難民・経済移民を含む移動する人々を支援し、その能力を強化すること。特に、移動を強いられた人々とその受け入れ社会に及ぶ経済社会的な影響を考慮することが必要である。
- (c) 戦争から平和への移行期の下に生きる人々を保護し、その能力を強化すること。人道支援と開発支援の統合、元兵士の武装解除・動員解除および社会への再統合 (DDR)、和解と共に存がそのためのプロセスとなる。こうした活動は紛争の再発防止にも寄与する。
- (d) 最低限の生活水準を実現すること。この中には、地域社会の努力を支援し、極度の貧困と経済の急激な悪化に苦しむ人々を守るためにメカニズムを構築すること等が含まれる。
- (e) 保健医療を強化しその提供範囲を広げることにより、既存の取り組みでは恩恵を受けられない人々にもサービスを提供すること。
- (f) 基礎教育の完全普及という目標を念頭に置き、教育機会、とりわけ女児の教育機会を拡大すること（安全な学校環境の実現と多様性の尊重を重視することを含む）。
- (g) 人間の安全保障の重要な側面に関する調査研究を行い、人間の安全保障の概念を推進・普及させるとともに、世界中でこの概念に対する理解を深め、受け入れられるものとしていくこと。

#### (ハ) 支援の対象となる活動

##### 地理的分野

- (a) 事業は全世界で実施されるべきであるが、後発開発途上国や紛争下の国をはじめ、人々の安全が広範かつ深刻に欠如している国や地域に対する優先的考慮がなされるべきである。
- (b) 複数の国を対象に含む準地域的性格を有する事業は、国連専門機関等のネットワークを活用できるよう支援されるべきである。

##### (二) 予算

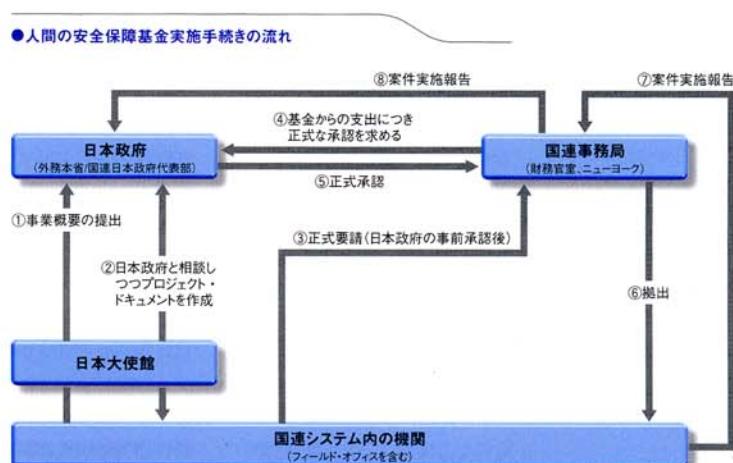
通常、事業予算は一件100万

ドル程度を目安とする。一方、支援総額について明示の上限・下限は存在せず、必要な予算は各事業の実施可能性とその内容に基づいて積算されるべきである。包括的・地域的性格を有する事業や複数年にわたる事業の場合には、支援総額は100万ドルを超えることもありうる。また、可能な限り事業が実施される国・地域の資源を活用することとし、高価な国外の専門家を使うことは極力避けることとする。

#### (3) 手続

本基金は国連事務局と日本政府（国連日本政府代表部）の双方によって合意された活動を実施するために活用される。このため、日本政府と国連事務局は緊密な協議を行なう。所定の手続きは以下の通り。

- (イ) 本基金に支援要請を行なう国連システム内の機関は、外務省本省または在外公館を通じて日本政府に対し事業の概要（経費の概算を含む）を提出する①。日本政府が同概要を審査し、その活動が上記（2）の本ガイドラインに合致し支援を検討しうると判断する場合には、当該国際機関に対し、活動の詳細な内容を記した事業案を日本政府と協議しつつ作成するとともに②、国連事務局に対し正式に要請書を提出するよう促す③。
- (ロ) 上記（イ）の手続きを経ないで、国連システム内機関より国連事務局に対し直接支援要請が行なわれた場合、国連事務局としてその活動が上記（1）および（2）に合致し支援を検討しうると判断する場合には、事業案を作成し、関連資料とともに日本政府（国連日本政府代表部）に提出して、書面にて承認を求めることができる。
- (ハ) 国連事務局財務官は、当該機関より提出された事業案が国連財務規則と合致することを確保する。国連



事務局財務官は、当該事業への基金からの支援が適当と判断する場合は、書面による要請書と関連資料を国連日本政府代表部に提出し、本基金の使用許可を正式に要請する④。

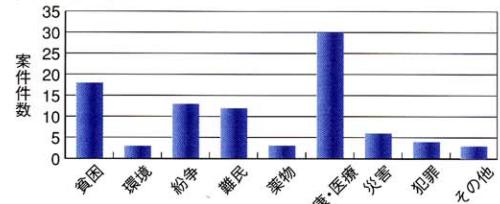
- (ニ) 国連日本政府代表部は、上記(ロ)、(ハ)の手続きを経て提出された申請の検討結果を国連事務局財務官に書面にて通報する⑤。
- (ホ) 国連日本政府代表部と国連事務総長室が最終的に承認した場合、国連事務局財務官は、国連の規則・規定・方針・手続きに従って資金の支出手続きを進める⑥。
- (ヘ) 当該国際機関は、国連事務局財務官との合意を踏まえ、また承認された事業案の内容に従って国連事務局財務官に活動の実施状況を報告し、国連事務局財務官により定められた様式による経過報告書、最終報告書および会計報告書を提出する⑦。国連事務局財務官は、これらの報告を国連日本政府代表部に提出する⑧。
- (ト) 事業に対する基金の拠出が承認された後に重要な実質的変更が必要となった場合、当該国際機関は右変更について国連事務局財務官の承認を得る必要があり、同財務官を通じて日本政府の承認を得る必要がある。国連事務局財務官は適当と判断される場合には、当該国際機関に対して、総額や実質的な実施目的を変更しないで、承認済みの事業予算の各予算費目の最高20%まで、同一事業内の他の予算費目への移転を許可することができる。
- (チ) 日本政府および国連事務局は以上の手続きを迅速に行なうためあらゆる努力を払う。

#### (4) 支援実績

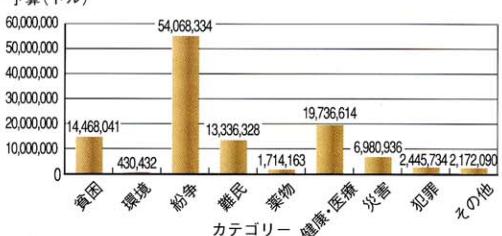
##### ●承認案件の予算額および件数

2003年9月現在

承認案件: 件数ベース



予算(ドル)



カテゴリー	案件数	件数による割合	予算(USドル)	予算による割合
貧困	18	19.57%	14,468,041	12.54%
環境	3	3.26%	430,432	0.37%
紛争	13	14.13%	54,068,334	46.87%
難民	12	13.04%	13,336,328	11.56%
薬物	3	3.26%	1,714,163	1.49%
健康・医療	30	32.61%	19,736,614	17.11%
災害	6	6.52%	6,980,936	6.05%
犯罪	4	4.35%	2,445,734	2.12%
その他	3	3.26%	2,172,090	1.88%
計	92	100%	115,352,673	100%